

大阪市告示第1062号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	令和6年8月1日（木）	午前9時から 午後5時まで
	令和6年8月8日（木）	
	令和6年8月22日（木）	
	令和6年8月29日（木）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	令和6年8月2日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和6年8月5日（月）から 同月7日（水）まで	
	令和6年8月9日（金）	
	令和6年8月13日（火）から 同月14日（水）まで	
	令和6年8月16日（金）	
	令和6年8月19日（月）から 同月21日（水）まで	
	令和6年8月23日（金）	
	令和6年8月26日（月）から 同月28日（水）まで	

令和6年8月30日（金）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）